

令和元年度動物駆逐用煙火消費保安講習会について

野生鳥獣による農作物などの被害を防止する目的で、動物駆逐用花火を使用する際には、年1回、保安講習を受講することが火薬類取締法により定められています。

今年も下北地区において、講習会を次のとおり行いますので、受講を希望される方は期限までにお申し込みください。

なお、受講された方には、受講証明書が発行されます。

【日時】 6月21日(金) 午前10時(1時間程度)

【場所】 下北文化会館

【受講料】 無料

【定員】 20名程度

【申込締切日】 6月14日(金)

※申込の際、氏名・住所・生年月日・連絡先をお伝えください

※定員になり次第、締め切らせていただきます

【お問合せ】 産業建設課 農林水産係 担当：長島

平成30年度中山間地域等直接支払実施状況

◎平成30年度における、中山間地域等直接支払制度の実施状況は次のとおりでした。

対象となった集落名	受給された農業者数(人)	交付金額(円)			交付対象農用地面積(m ²)				
		うち集落共同活動充当額	うち農業者への配分額	153,302	田の急傾斜地面積1/20以上	田の緩傾斜地面積1/100以上	畑の急傾斜地面積15度以上	畑の緩傾斜地面積8度以上	
原田	26	981,132	551,429	429,703	153,302	0	153,302	0	0

直接支払制度とは、平野部に比べ傾斜地が多く農業生産の条件が不利なことなどから、農地などの管理がままならず、「多面的機能」の低下が懸念されている地域について、農地の維持管理活動を実施する場合、生産条件の不利性を直接的に補うため、農地の斜度に応じて交付金を交付する制度です。

佐井村では、平成27年度に原田集落が集落協定を締結し、平成31年度までの5年間を実施期間として、平成30年度についても適正な農業生産活動、水路・農道の管理、周辺林地の下草刈などの取り組みが行われました。

集落における交付金の使用方法は、56.2%が集落共同取組みに係る経費として、残りが耕作面積に応じて支払われました。

【お問合せ】 産業建設課 農林水産係 担当：島野

松くい虫およびナラ枯れ被害の予防について

松くい虫被害は、マツノザイセンチュウという小さな線虫がマツの木に侵入することによって、マツが枯れてしまう伝染病のことです。平成25年の6月と9月に、深浦町でクロマツの松くい虫被害が立て続けに確認されました。

また、ナラ枯れ被害は、小さな昆虫が運ぶナラ菌により、ミズナラやカシワなどのナラ類が枯れる伝染病です。

もし、これらの被害が県内にまん延すると、農林水産業をはじめとする産業・経済のほか、本県が誇る自然景観や観光資源などに大きな影響を与えます。

松くい虫やナラ枯れ被害を防ぐためには、葉が黄色に変色したり、枯れたマツやナラ類を早い段階で取り除くことが大切です。自宅の庭木や街路樹など、身の回りで枯れている、あるいは枯れかかっているマツやナラ類を見つけたときは、役場産業建設課または最寄りの下北地域県民局地域農林水産部林業振興課、森林組合までお知らせください。

大切な森林資源を次の世代へ引き継いでいくため、ご協力をお願いします。

【お問合せ】 産業建設課 農林水産係

下北地域県民局林業振興課

☎ 22-6855

下北地方森林組合

☎ 22-1041